

## 生活費の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<b>生活福祉資金等貸付</b>		
社会福祉法人 <b>群馬県社会福祉協 議会</b> 福祉資金課	027-255-6031	〒371-8525 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合セン ター4階
<p>生活に不安を抱えた低所得、障害者及び高齢者世帯の方々に、資金の貸付と合わせて必要な相談支援を行うことで、その経済的自立や生活意欲の向上を図り、また、在宅福祉及び社会参加を促進し、もって安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。土</p> <p>その他、資格取得（介護福祉士、保育士）、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金、児童養護施設等退所者及び入所者に対する自立支援資金の貸付制度があります。</p> <p>（注）具体的な手続きは、市町村社会福祉協議会を通じて行うこととなります。お住まいの市町村の社会福祉協議会の所在地・電話番号については、ページ～ページを参照の上、ご照会ください。</p>		
<b>年金担保貸付・労災年金担保貸付</b>		
独立行政法人  <b>福祉医療機構</b>	03-3438-0224 （お問い合わせ 専用電話）	〒105-8486 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 9階・10階
<p>年金担保融資制度は、国民年金、厚生年金保険または労働者災害補償保険の年金を担保として融資することが法律で唯一認められた制度です。</p> <p>保健・医療、介護・福祉、住宅改修、冠婚葬祭、生活必需物品の購入などの支出のために一時的に小口の資金が必要な場合にご利用いただけます。借入申込みは、年金を受け取られている銀行、信用金庫等の店舗（「独立行政法人福祉医療機構代理店」と表示。）にて承ります。なお、ゆうちょ銀行、農協及び労働金庫は、取扱窓口となっております。</p> <p>次の証書をお持ちで、現在、その年金の支払いを受けている方が、ご利用いただけます。</p> <p>○厚生年金保険年金証書                      （厚生年金基金および企業年金連合会から支払われるものは対象となりません。）</p> <p>○国民年金・厚生年金保険年金証書</p>		

## 生活費の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>○船員保険年金証書 （厚生年金保険とみなされ融資の対象となります。ただし、平成22年1月1日以降の事故による船員保険の障害・遺族年金は対象になりません。）</p> <p>○国民年金証書 （無拠出制の老齢福祉年金、特別障害給付金および国民年金基金は対象となりません。）</p> <p>○労働者災害補償保険年金証書（石綿健康被害救済法に基づく特別遺族年金は対象となりません。）</p> <p>※各種共済年金および恩給は、対象になりません。</p> <p>ただし、次の場合はご利用いただけません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年12月1日以降に借入申込をされた方で、任意繰上返済され、融資決定時の完済予定日に到達していない場合</li> <li>・生活保護受給中である場合</li> <li>・年金担保融資（労災年金担保融資を含む。）を利用中に生活保護を受給し、生活保護廃止後5年間を経過していない場合（平成34年3月末の予定で借入申込受付を終了するため、たとえ生活保護廃止後5年間を経過しても融資を利用できない場合があります。）</li> <li>・融資金の用途が投機性の高い場合（ギャンブル等）もしくは公序良俗に反する場合、または借入申込者ご本人の利益に明らかに反する場合</li> <li>・年金の支給が全額停止されている場合</li> <li>・同一の年金で借入金残高がある場合</li> <li>・現況届または定期報告書が、未提出または提出遅延の場合</li> <li>・特別支給の老齢厚生年金を受給していたかたで65歳時の年金決定手続き期間中の場合</li> <li>・反社会的勢力に該当する方、反社会的勢力と関係を有する方または反社会的勢力に類する行為を行う方</li> <li>・その他、独立行政法人福祉医療機構の定めによる場合</li> </ul>		
<p>（注）年金担保貸付制度・労災年金担保貸付制度は、平成34年3月末の予定で申込受付を終了することとされています。</p>		

## 生活費の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<b>生活保護</b>		
生活保護の手続・相談は、次の福祉事務所でを行っています。 また、相談は、地域の民生委員や町村役場でもを行っています。 (注) 町村役場の所在地・電話番号については、〇ページ～〇ページを参照してください。		
<b>群馬県伊勢崎 保健福祉事務所</b>	0270-25-5570	〒372-0024 伊勢崎市下植木町499
管轄地域 北群馬郡（榛東村、吉岡町）、佐波郡（玉村町） (注) 榛東村、吉岡町の生活保護関係事務は、伊勢崎保健福祉事務所の所管となっています。		
<b>群馬県富岡 保健福祉事務所</b>	0274-62-1541	〒370-2454 富岡市田島343-1
管轄地域 多野郡（上野村、神流町）、甘楽郡（下仁田町、南牧村、甘楽町）		
<b>群馬県吾妻 保健福祉事務所</b>	0279-75-3303	〒377-0425 吾妻郡中之条町 西中之条183-1
管轄地域 吾妻郡（中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町）		
<b>群馬県利根沼田 保健福祉事務所</b>	0278-23-2185	〒378-0031 沼田市薄根町4412
管轄地域 利根郡（片品村、川場村、昭和村、みなかみ町）		
<b>群馬県館林 保健福祉事務所</b>	0276-72-3230	〒374-0066 館林市大街道1-2-25
管轄地域 邑楽郡（板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）		
<b>前橋市 福祉事務所 (福祉部社会福祉課)</b>	027-898-6142	〒371-8601 前橋市大手町2-12-1 前橋市役所本庁舎1階
<b>高崎市 福祉事務所 (福祉部社会福祉課)</b>	027-321-1244	〒370-8501 高崎市高松町35-1 高崎市役所本庁舎1階

## 生活費の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
桐生市 福祉事務所 (保健福祉部福祉課)	0277-46-1111 (内線 264)	〒376-8501 桐生市織姫町1-1 桐生市役所本庁舎1階
伊勢崎市 福祉事務所 (福祉こども部 社会福祉課)	0270-27-2749	〒372-8501 伊勢崎市今泉町2-4-10 伊勢崎市役所東館2階
太田市 福祉事務所 (福祉こども部 社会支援課)	0276-47-1827	〒373-8718 太田市浜町2-7 太田市役所南庁舎1階
沼田市 福祉事務所 (健康福祉部 社会福祉課)	0278-23-2111 (代表)	〒376-8501 沼田市東原新町 1801-40 沼田市役所東原庁舎1階
(注) 2019年5月7日に、市役所新庁舎(沼田市下之町字滝棚888)に移転予定		
館林市 福祉事務所 (保健福祉部 社会福祉課)	0276-72-4111 (内線617 ・634)	〒374-8501 館林市城町1-1 館林市役所本庁舎1階
渋川市 福祉事務所 (保健福祉部 社会福祉課)	0279-22-2111 (代表)	〒377-8501 渋川市石原80 渋川市役所本庁舎1階
藤岡市 福祉事務所 (健康福祉部福祉課)	0274-40-2393	〒375-8601 藤岡市中栗須327 藤岡市役所福社会館1階
富岡市 福祉事務所 (健康福祉部福祉課)	0274-62-1511 (代表)	〒370-2316 富岡市富岡1460-1 富岡市役所本庁舎1階
安中市 福祉事務所 (健康福祉部福祉課)	027-382-1111 (代表)	〒379-0192 安中市安中1-23-13 安中市役所本庁舎1階

## 生活費の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
みどり市 福祉事務所 (健康福祉部福祉課)	027-382-1111 (代表)	〒379-2395 みどり市笠懸町 鹿2952 みどり市役所本庁舎1階
<b>生活困窮者自立支援</b>		
<p>～ひとりで抱えこまず、まずはご相談ください～ 働きたくても働けない、住む所がない、など、まずはお困り事をお聞かせください。 地域の相談窓口と一緒に考え、解決へのお手伝いをします。</p>		
社会福祉法人 前橋市社会福祉協 議会 まえばし生活自立 相談センター	027-898-6890、 6891、6892	〒371-8601 前橋市大手町2-12-1 前橋市役所1階 前橋市福祉部社会福祉課 内
開所時間 平日 8:30～17:15 (祝祭日、年末年始を除く)		
高崎市福祉部 社会福祉課 生活支援担当	027-321-1302	〒370-8501 高崎市高松町35-1 高崎市役所1階
<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事が長続きせず、働くことに不安を感じている。</li> <li>・仕事を失って生活に困っている。家賃が払えない。</li> <li>・借金の返済が多く、今の収入では生活できない。</li> <li>・どこに相談したらよいのか分からない。</li> </ul> <p>生活支援窓口は、みなさんが安定した生活を送れるよう支援するところ です。 ご家族など周りの方からのご相談もお受けします。 まずは、お気軽にご相談ください。</p>		
開所時間 平日 8:30～17:15 (祝祭日、年末年始を除く)		
桐生市保健福祉部 福祉課社会福祉係	0277-46-1111 (内線271、285)	〒376-8501 桐生市織姫町1-1 桐生市役所新館1階
市では生活に困窮する方(生活保護受給者を除く)が抱えるさまざまな課題に関する相談窓口を設置しています。相談員が自立に向けた支援内容を一緒に考え、関係機関と連携しながら必要な支援を行います。一人で悩まずに、まずはご相談ください。		

## 生活費の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
伊勢崎市保健福祉部福祉課社会福祉係	0270-27-2749	〒372-8501 伊勢崎市今泉町2-410 伊勢崎市役所東館2階
<p>市内在住で失業などの経済的な理由により生活に困っている人のための、相談を受け付けます。内容により必要な支援を行います。 開所時間 平日 8:30~17:15 (祝祭日、年末年始を除く)</p>		
社会福祉法人 太田市社会福祉協議会 自立相談支援センター	0276-48-8177	〒373-8718 太田市浜町2-35 太田市役所南庁舎1階
<p>生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。 開所時間 平日 8:30~17:15 (祝祭日、年末年始を除く)</p>		
沼田市保健福祉部 社会福祉課保護係	0278-23-2111 (内線77202)	〒372-8501 沼田市東原新町 1801番地40 沼田市役所東原庁舎1階
<p>市内在住で失業などの経済的な理由により生活に困っている人のための、相談を受け付けます。内容により必要な支援を行います。 開所時間 平日 8:30~17:15 (祝祭日、年末年始を除く)</p>		
<p>(注) 2019年5月7日に、市役所新庁舎(沼田市下之町字滝棚888)に移転予定</p>		
館林市保健福祉部 社会福祉課	0276-72-4111 (内線634、674)	〒374-8501 館林市城町1-1 館林市役所1階
渋川市保健福祉部 社会福祉課	0279-22-2250	〒377-8501 渋川市石原80 渋川市役所本庁舎1階
<p>「働きたくても働けない」、「住むところがない」、「家族のことで悩んでいる」「子どもの学習のこと」など、ひとりで抱え込まずにまずはお困りの事をお気軽にご相談ください。支援員があなたと一緒に考え、関係各機関と連携しながら、問題解決に向けて支援します。ご家族など、まわりの方からのご相談でも受付いたします。 開所時間 平日 8:30~17:15 (祝祭日、年末年始を除く)</p>		

## 生活費の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
社会福祉法人 <b>藤岡市社会福祉協            議会</b>	0274-25-8456	〒375-8601 藤岡市中栗須327 藤岡市役所福祉会館1階 藤岡市健康福祉部福祉課 内
<p>生活や仕事等に心配・不安・悩みを抱えている人に対し、地域において自立した生活が行えるよう、相談支援員が無料で相談に応じます。その人の抱える様々な課題の解決に向けて支援計画（プラン）を作成し、関係機関と連携を取りながら計画に沿った支援を実施します。</p> <p>対象者            ○市内在住の人            ○生活保護を受けている人以外で、生活に困窮していて、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人は、どなたでも相談できます。年齢に制限はありません。</p> <p>開所時間 平日 8：30～17：15（祝祭日、年末年始を除く）</p>		
社会福祉法人 <b>富岡市社会福祉協            議会</b>	0274-70-2232	〒370-2316 富岡市富岡1439-1 あい愛プラザ1階
<p>生活に困っている方、不安や心配のある方は、一人で悩まずに問題が深刻化する前に、お気軽にご相談ください。相談支援員、就労支援員が相談をお受けし、ご本人に必要な支援を把握し、ご本人の状況に応じた支援が行われるように関係機関等とも連携を取りながら、支援員を中心に包括的・一体的・継続的に支援を行います。</p> <p>対象者            生活に困窮していて、最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある方（生活保護を受けている方は除きます）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的に不安定で生活に困った</li> <li>・失業して収入がなくなってしまった</li> <li>・家賃が払えずに退去を求められている</li> <li>・借金があり生活ができなくなってしまった</li> <li>・生活に困ったがどこに相談していいのかわからない など</li> </ul> <p>開所時間 平日 8：30～17：15（祝祭日、年末年始を除く）</p>		

## 生活費の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
安中市保健福祉部 福祉課 生活支援相談窓口	027-382-1111 (内線1191)	〒379-0192 安中市安中1-23-13 安中市役所本庁舎1階
<p>十分な所得が無く生活に困っている、仕事が見つからず収入が不安定、家族が引きこもって仕事をしない・・・            などの様々な生活のお悩みに対して相談支援を行います。            相談支援員がまず、お困りのことをうかがい、どのような支援が必要であるのかを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら目標（自立）に向けた支援を行います。</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●安中市内に居住している方。</li> <li>●十分な所得が無く、生活に困っており、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れがある方。</li> </ul> <p>※経済的な問題、失業、引きこもり、ニートなど生活の問題を抱えている方はどなたでもご相談ください。            ※相談は無料です。            ※ご相談した内容の秘密は厳守いたします。            ※生活保護を受給している方は対象ではありません。</p>		
みどり市保健福祉部 社会福祉課	0277-76-0975	〒379-2395 みどり市笠懸町鹿2952 みどり市役所本庁舎1階
みどり市総務部 大間々市民生活課	0277-76-1846	〒376-0192 みどり市大間々町 大間々1511 みどり市役所大間々庁舎 1階
みどり市 東市民生活課	0277-76-0984	〒376-0397 みどり市東町 花輪205-2 みどり市役所東支所1階
<p>※町村にお住まいの方は、お住まいの町村社会福祉協議会又は、群馬県社会福祉協議会生活支援課（027-212-0011）にご照会ください。</p> <p>（注）町村社会福祉協議会の所在地・電話番号については、〇ページ～〇ページを参照してください。</p>		